

# 流山市さくらねこ無料不妊手術チケット配付実施要領

令和3年3月1日改正

## 1 目的

この要領は、市民ボランティアが行う地域猫活動における「飼い主のいない猫の不妊去勢手術」（以下「不妊去勢手術」という。）等の活動を市長が支援する為、「公益財団法人どうぶつ基金」（以下「基金」という。）が行っている、「さくらねこ無料不妊手術チケット」を利用するにあたり、当年度の行政枠を使用して地域猫活動を行う市民ボランティアが市長に申請するために必要な事項を定めることを目的とする。

## 2 定義

- (1) 飼い主のいない猫 特定の飼い主がなく、地域に住み着いている猫のこと。
- (2) 地域猫 地域の理解と協力を得て、地域住民の認知と合意が得られており、特定の飼い主がなく、その地域で適正に管理されている猫のこと。
- (3) 地域猫活動 飼い主のいない猫を、その地域にあった方法で、管理者を明確にし、対象となる猫を把握するとともに、餌やふん尿の管理や、不妊去勢手術の徹底、周辺美化など、地域住民が主体となり、地域のルールに基づいて適切に管理する活動で、これ以上数を増やさず一代限りの生を全うさせ、将来的に飼い主のいない猫を無くしていくことを目的とする。

## 3 活動実施主体

本要領に基づき行われる不妊去勢手術については、次の条件を満たす活動実施主体からの「流山市さくらねこ無料不妊手術チケット利用実施計画書」（以下「実施計画書」という。）が承認された場合に行う。

- (1) 活動実施主体は、当該事業を実施する会の代表を責任者とする事。
- (2) 問題となっている飼い主のいない猫が住みついている流山市内の地域に居住する市民を中心に構成されていること。
- (3) 活動内容が明確であり、地域の理解を十分に得るための継続的な周知活動を行えること。

#### 4 活動の実施手続き

##### (1) 活動実施計画申請期日

さくらねこ無料不妊手術チケットの利用を希望する責任者は、この要領の定めるところにより、活動予定月の前々月の月末までに市長へ申請するものとする。

##### (2) さくらねこ無料不妊手術チケット利用実施計画承認申請

ア 責任者は、市長が別に定める「さくらねこ無料不妊手術チケット利用実施計画承認申請書」(別記様式第1号及び第3号)を流山市長(以下「市長」という。)に提出する。

イ 責任者は、事前に地域猫活動を行う地域の住民を招集して「地域猫活動の説明会」(以下「説明会」という。)を開催し、実施計画の承認申請をすることについて関係者(自治会長等)の了解を得る。

なお、責任者及び関係者が必要と認める場合は、他で地域猫活動を実施している市民ボランティア又は、市の職員(必要に応じ保健所へ千葉県動物愛護推進員の要請)を助言者として説明会に招集依頼をすることが出来る。

##### (3) 審査

市長は、別に定める「審査基準」により、責任者から提出された実施計画の審査を行うものとする。

##### (4) 承認

市長は、審査結果を基に実施計画を承認し、「飼い主のいない猫不妊去勢手術事業実施計画承認通知書(別記様式第2号)を責任者に送付する。

##### (5) 承認の取消し

市長は、次のアからウの内いずれか一つに該当する事態が生じた場合には、承認の決定を取り消すものとする。

ア 事業が中止又は廃止されたとき

イ 事業が審査時に提出された実施計画書の内容と著しく異なったとき

ウ 活動実施主体が3の条件を満たさなくなったとき又は解散したとき

##### (6) チケット利用

ア チケット利用申請は、実施計画書に基づき市長へ必要枚数を申請（別記様式第3号）する。なお、希望する協力病院について、市長は変更・調整をすることがある。

イ チケット利用は、市長からチケットを受け取った後に、基金が指定するさくらねこ無料不妊手術事業協力病院（以下「協力動物病院」という。）にチケットを渡し不妊去勢手術行う。

ウ チケットは、有効期限が1か月となっている為、期限内に計画による捕獲対象頭数が捕獲されなかった場合は、チケットは市長へ利用報告書（別記様式第4号）と共に返却すること。（期限切れチケットは市で廃棄処分する）

## 5 事業の実施計画完了報告

責任者は、実施計画が完了した場合又は完了せず年度を終えた場合は、遅滞なく「さくらねこ無料不妊手術チケット利用実施計画（未）完了報告書（別記様式第4号及び第5号）を市長に提出する。

## 6 不妊去勢手術の実施方法

協力動物病院で手術を実施する場合に限りチケットを利用することが出来る。

ア 責任者は、あらかじめ協力動物病院に直接連絡し、協力動物病院への捕獲した飼い主のいない猫の搬入日時及び方法等について、十分確認をする。

イ 責任者は、「猫捕獲器」等に収容した飼い主のいない猫を協力動物病院に搬入する際、「さくらねこ無用不妊手術チケット」を添える。

なお、責任者は、飼い主のいない猫を保護できず、指定された日時に協力動物病院に搬入できない場合は、速やかに協力動物病院及び流山市に連絡しなければならない。

ウ 責任者は、不妊去勢手術実施後速やかに飼い主のいない猫を引き取り、安全な場所で半日以上安静にさせた後、保護した場所に戻す。

また、速やかに市に連絡し、不妊去勢手術を実施したことを報告（別記様式第4号）する。

## 7 猫捕獲機の貸出

（1）本事業において不妊去勢手術を受ける飼い主のいない猫を保護す

るために、猫捕獲機の貸出を申請する責任者は、以下の項目について誓約するとともに、猫捕獲機貸出申請書（別記様式第6号）を市長に提出しなければならない。

ア 猫捕獲器は他人に貸し出さないこと。

イ 猫捕獲器の設置場所が他人の土地などである場合は、その土地の持ち主の許可を得ること。

ウ 猫捕獲器を設置している間は、猫捕獲器が見える場所から監視し、猫を捕獲したら速やかに回収すること。

エ 猫捕獲器の使用後は、洗浄し、速やかに返却すること。

オ 猫捕獲器の使用による事故の発生を未然に防ぐこと。万が一、事故が起きた場合には、その責任を全て追うこと。

カ 借用中に猫捕獲器が破損、紛失等しないよう、責任を持って管理すること。

キ 貸出期間は原則として30日以内とすること。

(2) 担当職員は、猫捕獲器貸出申請書の内容が適当と認めた場合、猫捕獲器貸出台帳（別記様式第7号）に記入するものとする。

(3) 担当職員は、猫捕獲器の貸出しの準備が出来次第、活動実施主体に貸出日時その他必要な事項を連絡し、貸出するものとする。

(4) 担当職員は、猫捕獲器の返却があった場合、猫捕獲器貸出台帳に必要な事項を記入するものとする。

別添

## 審査基準

### (1) 審査方法

申請者から提出された実施計画は、市長が審査し、承認の可否を決定する。

### (2) 審査項目

審査は、次の内容について実施します。

#### ア 地域の状況

- ・ 取り組もうとする地域の環境・対象猫の頭数
- ・ 申請した計画実施の必要性・緊急度 等

#### イ 事業実施主体の妥当性

- ・ 構成員の人数
- ・ 地域住民の了承状況（自治会長等の承認）
- ・ 主たる活動の内容等

#### ウ 実施計画の内容

- ・ 飼い猫との選別方法
- ・ 地域環境の保全に資する活動
- ・ 周知活動の方法
- ・ 地域への捨て猫防止対策 等

### (3) 結果通知

実施計画の承認の可否については、月単位で申請された実施計画を審査し、基金へチケットの必要枚数をまとめて申込みを行う。

その後、基金からチケットが市に届き次第、責任者（活動実施主体の代表）に承認の通知を行う。

環境政策課の窓口で、通知した承認通知書を確認し、承認枚数のチケットを交付する。

### (4) その他

市が配布する「さくらねこ無料不妊手術チケット」は、公益財団法人どうぶつ基金から行政枠として流山市へ発行されるチケットのため、承認した事業であっても、希望数のチケットが配付できない場合がありますので、あらかじめご了承ください。